

府子本第62号  
4文科初第2052号  
子発0209第1号  
令和5年2月9日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省子ども家庭局長

利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、  
養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業におけるICT化推進事業  
(令和4年度第2次補正予算分)の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、  
乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業におけるICT  
化推進事業（令和4年度第2次補正予算分）実施要綱」を定め、令和4年12月1日  
から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いす  
るとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

## 別紙

### 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、 養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業における I C T化推進事業 (令和4年度第2次補正予算分) 実施要綱

#### 1. 事業の目的

利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業における業務の I C T化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費等を支援することにより、利用環境を整備するとともに、職員の業務負担の軽減を図ることを目的とする。

#### 2. 実施主体

実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ）とする。  
なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

#### 3. 対象事業

利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業（以下「利用者支援事業等」という。）

#### 4. 事業の内容

次の（1）から（3）までに掲げる取組のいずれか又は複数を実施するものであって、利用者支援事業等の業務の効率化や職員の業務負担の軽減に資するものとする。

##### （1）業務の I C T化を行うためのシステムの導入

利用者支援事業等の職員の業務負担を軽減すること、また、利用者の利便性の向上に資することを目的として、以下の i から v までに掲げる機能のうち、いずれか又は複数の機能を有するシステムを導入するために要した初期費用（システムの導入に必要な端末の購入費用やインターネット環境の整備等を含む。）の一部を補助する。

- i 利用者の入退所の管理に関する機能
- ii 保護者との連絡に関する機能

- iii オンライン相談・オンライン訪問に関する機能
- iv 自動文字起こしに関する機能
- v 記録の共有に関する機能

## (2) 研修のオンライン化

都道府県等が実施する研修について、利用者支援事業等の職員がオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の整備に係る費用等の一部を補助する。

## (3) 通訳や翻訳のための機器の導入

外国人の利用者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入等するための初期費用（機器を利用するための環境設定の費用や保証費用等を含む。）の一部を補助する。

## 5. 留意事項

- (1) 市町村が認めた者へ委託等を行った場合、市町村は、当該委託等を行った事業所から、導入を行うシステム等の機能及び費用が確認できる資料を提出させるとともに、システム等導入のスケジュールや職員の業務負担を軽減するための計画、システム等を販売する事業者からの支援体制等を記載したシステム等導入の実施計画書を提出させ、適切と認められるものを事業の対象とすること。
- (2) システム等の導入に当たっては、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により、適正価格での購入等を行うこと。
- (3) 事業を実施した事業所は、事業の取組や事業の効果について、利用者等へ積極的に発信するよう努めること。
- (4) システム等の導入による業務の効率化により費用の縮減効果が生じた場合は、職員の処遇等の改善（賃金の改善のみならず、職場環境の改善などを含む。）や利用者への対応の充実の取組に充てるよう努めること。
- (5) 本事業による費用について、他の事業により、その費用が交付されている場合には、対象としない。

## 6. 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。